

呉市こども計画の骨子（案）について

1 基本的な考え方

呉市こども計画を策定するに当たり、基本理念・基本目標・重点施策を定めた骨子（案）を作成しましたので、報告します。

基本理念：「目指すべきまちの姿」を表現したものです。

基本目標：基本理念を目指すために必要な目標を設定しています。

重点施策：基本目標の実現に向けた取組をまとめたものです。

(1) 基本理念

第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）の基本理念は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条に規定する「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という基本理念を基に、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち」という子育てをする父母その他の保護者に焦点を当て、保護者が行う子育てという営みを支えていこうというメッセージが伝わるような基本理念としていました。

一方で、こども基本法（令和4年法律第77号）やこども大綱（令和5年12月策定）では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守るという考え方を中心に、全てのこどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることとされています。

呉市こども計画では、国の考え方を踏まえ、市として「こどもまんなか社会」の実現を目指して、全ての施策に取り組む必要があることから、第2期子ども・子育て支援事業計画での基本理念を一新することとし、次の案とします。

（案）「こどもまんなか こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするまち くれ」

（理由）

社会全体（市役所や企業、家庭、地域社会、学校、こどもや子育て世帯に出会う全ての市民など）でこどもの健やかな成長を後押しすることで、「こどもまんなか」を目指します。「こどもまんなか」の実現により、こどもや若者が成育環境にかかわらず、自分らしく幸福な生活を送ることができる呉市を目指します。

(2) 基本目標

第2期子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定により国が策定した「行動計画策定指針」を参考に、基本目標を設定していました。今回、こども計画を策定するに当たって勘案するよう努めることとされているこども大綱は、「重要事項」という形で自治体が定めるこども計画に盛り込むべき目標を三つの区分、計14項目で示しています。

そのため、基本理念で示した、「こどもまんなか」の実現に向けて、こども大綱に示されたこども施策に関する重要事項14項目を基本目標とし、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするための意識改革を推進していきます。

ア 「こども大綱」に示された、こども施策に関する重要事項（14項目）

(ア) ライフステージを通した重要事項

- ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ② 多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり
- ③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ④ こどもの貧困対策
- ⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑦ こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組

(イ) ライフステージ別の重要事項

- ⑧ こどもの誕生前から幼児期までの支援
- ⑨ 学童期・思春期の支援
- ⑩ 青年期の支援

(ウ) 子育て当事者への支援に関する重要事項

- ⑪ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ⑫ 地域子育て支援，家庭教育支援
- ⑬ 共働き・子育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ⑭ ひとり親家庭への支援

イ こども大綱の重要事項を採用するメリット

(ア) 市民にとっての分かりやすさ

重要事項が大きく三つのグループに分けられていることで，こども自身はもとより，子育ての当事者にとっても，従業員への支援を行う事業者など子育て支援に関わる人にとっても，自分が知りたいこども・子育てに関する施策がどこに位置付けられているか探しやすい，理解しやすい構成になると考えます。

(イ) 全庁的・組織横断的な施策展開

(ア) の市民や事業者などにとって分かりやすい視点で施策体系を整理することで，市職員にとっても分かりやすいものとなり，より全庁的・組織横断的な施策展開を図っていけるものと考えます。

(ウ) 国の施策とこども計画の整合性

今後，国が予算を確保するこども・子育て施策は，こども大綱に掲げる重要事項をその年々で重点化させたり，改善させたりしながら進めていくものと思われます。

国の予算方針等が示された際，呉市の施策ではどこを見直し，どこを拡充できるのか，また，市として手薄となっている基本目標は何なのか，大綱の重要事項と整合性を図ることで，的確なタイミングでの施策立案や予算化につながるものと考えます。

ウ 基本目標のイメージ

第2期子ども・子育て支援事業計画 の基本目標

①地域で子どもと子育て家庭
を支える支援

②親と子の心と体の健康づくり

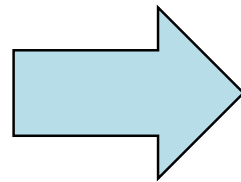
③子どもの健やかな成長に向け
た教育・保育の充実

④子どもと子育てにやさしい生
活環境の整備

⑤仕事と子育ての両立支援

⑥支援・配慮を必要とする子ど
もとその家庭への支援

⑦全ての子どもたちが夢と希望
を持って成長していける社会の
実現



「こども大綱」
に示された、こ
ども施策に関す
る重要事項（1
4項目）を基本
目標に設定し、
体系を一新しま
す。

呉市こども計画の基本目標（案）

「こども大綱」に示された、こども施策に関する重要事項

ライフステージを通した 重要事項

①こども・若者が権利の主
体であることの社会全体
での共有等

②多様な遊びや体験、活躍
できる機会づくり

③こどもや若者への切れ目
のない保健・医療の提供

④こどもの貧困対策

⑤障害児支援・医療的ケア
児等への支援

⑥児童虐待防止対策と社
会的養護の推進及びヤン
グケアラーへの支援

⑦こども・若者の自殺対
策、犯罪などからこど
も・若者を守る取組

ライフステージ別の 重要事項

⑧こどもの誕生前から幼児
期までの支援

⑨学童期・思春期の支援

⑩青年期の支援

子育て当事者への支援に 関する重要事項

⑪子育てや教育に関する経
済的負担の軽減

⑫地域子育て支援、家庭教
育支援

⑬共働き・共育ての推進、
男性の家事・子育てへの主
体的な参画促進・拡大

⑭ひとり親家庭への支援

(3) 重点施策

こども大綱を踏まえ、今後取り組むべき方向性をカテゴリーを作って分類し、重点施策として各基本目標の柱としました。各基本目標ごとの重点施策を、点線で囲った部分に示しています。

【基本理念（案）】 こどもまんなか こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするまち くれ

基本目標			重点施策	取組の方向性
ライフステージを通じた重要事項	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1 こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識改革	・こども・若者に対して、自らが権利の主体であることを周知するため、教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう努めるとともに、こども・若者が権利の主体であることを、社会全体、市民一人ひとりに広く周知する。 ・いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を、社会全体に浸透するよう努める。 ・困難を抱えながらSOSを発信できていないこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象として、こどもの人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。
	2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	1 遊びや体験活動の推進	・遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を認識し、市役所、教育・保育施設、学校、家庭、若者、民間団体、事業者等が連携して、年齢や発達に応じた、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びの機会の場を創出する。 ・こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、教育・保育施設、学校、民間団体、事業者等にも主体となっただき、普及啓発を推進する。 ・こどもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう努める。
			2 生活習慣の形成・定着	
			3 安心して外出できる環境の整備	
	3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	1 こどもや母親の健康の保持増進	・妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。 ・医療機関等との連携により、必要なときに適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努める。 ・慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成を行うとともに、自立を支援するための相談支援を推進する。
			2 小児医療の充実	
			3 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	

基本目標			重点施策	取組の方向性
ライフステージを通じた重要事項	4	こどもの貧困対策	1 教育の支援 2 生活の支援 3 保護者に対する就労の支援 4 経済的な支援	・こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるように努める。 ・こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、県、市役所、事業者等の連携により、こどもの貧困に対する社会全体、市民一人ひとりが理解を深める。
	5	障害児支援・医療的ケア児等への支援	1 障害児施策の充実 2 障害児への経済的支援	・障害や発達の特徴を早期に発見し、及び把握し、適切な支援・サービスにつなげていく。 ・こども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立・社会参加を支援する。 ・特別児童扶養手当等の経済的支援のほか、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のための連携体制を強化する。
	6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	1 児童虐待防止対策の更なる強化 2 ヤングケアラーへの支援	・児童虐待は、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、社会全体、市民一人ひとりが関心を持ち、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチする。 ・こどもや家庭の声を受け止め、子育てに困難を感じる家庭やこどものＳＯＳをできる限り早期に把握し、具体的な支援につなげる。 ・ヤングケアラー問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、教育、福祉、介護、医療等の関係者が情報共有・連携をし、早期に発見し、及び把握し、必要な支援につなげる。
	7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1 こども・若者の自殺対策 2 こども・若者が相談しやすい体制の整備 3 防犯・防災・交通安全対策の推進	・こども・若者の自殺対策において、自殺予防教育、自殺リスクの早期発見、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備などの取組を進める。 ・こどもの生命を守り、犯罪や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であることから、自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じた安全教育を推進する。 ・社会全体、市民一人ひとりが非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図るとともに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援・自立支援を推進する。

基本目標			重点施策	取組の方向性
ライフステージ別の重要事項	8	こどもの誕生前から幼児期までの支援	1 切れ目のない支援の充実	- これまでのような保護者・養育者の「子育て」を支えるだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会全体、市民一人ひとりがしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に配慮しながら、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支援する。 - 乳児期における愛着形成、情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って成長することができるよう努める。
	9	学童期・思春期の支援	1 こどもがのびのびと育つ居場所づくりの推進 2 学びと社会の連携促進 3 こどもの体力の向上のための取組の推進 4 思春期保健対策の充実 5 児童・生徒の健康の確保 6 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 7 キャリア教育の推進 8 いじめの防止・不登校のこどもへの支援	
	10	青年期の支援	1 若者にとって魅力ある地域づくり 2 高等教育の充実 3 生涯学習の推進 4 進学・就職の支援 5 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	- 学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていく。 - 思春期は、自分の存在の意味、価値及び役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていく。 - 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく。 - こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けることができるよう推進する。 - 青年期は、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性等を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができるよう、社会全体で後押しすることが重要である。その選択や決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援を行っていく。 - 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保したり、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、呉市において若者が活躍できる環境整備に官民一体となって取り組んでいく。

基本目標			重点施策	取組の方向性
子育て当事者への支援に関する重要事項	1 1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1 子育て世帯への生活支援	・理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっている経済的負担について、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。
	2		2 医療費等の負担軽減	
	1 2	地域子育て支援、家庭教育支援	1 地域における子育て支援の充実	・在宅で子育てをしている家庭を含めた全てのこどもと家庭を対象として、ニーズに応じた様々な子育て支援を市役所や民間団体、事業者のほか、こども・子育て世帯に関わる市民一人ひとりが主体となって推進していく。 ・子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。
			2 子育て支援のネットワークづくり	
			3 子育て情報の発信力強化	
	1 3	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	1 ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し	・夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、社会全体で支援するため、職場の文化・雰囲気及び組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを社会全体で進めていく。 ・女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう全ての事業所が環境整備を進める。 ・男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。
			2 子育てと仕事の両立の推進	
			3 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進	
	1 4	ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭等の支援の充実	・ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人が一手に担わざるを得ない状況にならないよう社会全体、市民一人ひとりが理解し、当事者に寄り添った支援を行う。 ・ひとり親家庭の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率が経済的な自立の実現につながるよう就労支援に努める。 ・そのために、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組む。 ・こどもに届く、生活・学習支援を進める。 ・こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を促進するとともに、養育費に関する相談支援や取決めの促進に努める。

2 計画策定スケジュール

区 分	令和5年度					令和6年度												
	7月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
呉市議会 民生委員会 行政報告								● こども計画策定 について			● こども計画骨子(案) について		● パブコメの実施 について(計画 素案)				● 計画(案) について	
	←	-----				→								←	-----		→	
		各種調査																
											</							